

文化財保護法第93条・94条の書類記入上の注意

1. 「東京都（文京区）教育委員会教育長 あて」文書 ～記入例参照～
 - (1) 土地所有者の住所・氏名を明記し、印鑑を押印してください。（認め印も可）
 - (2) [] 欄内の〔第93条第1項・第94条第1項〕〔第1項・第2項〕〔届出・通知〕（表題と文章上の2か所）のいずれかに○をつけてください。
例えば、民間機関の土木建築工事等は、「第93条第1項」「第2項」「届出」、
国・地方公共団体等の機関は、「第94条第1項」「第1項」「通知」に○をつけてください。
 - (3) 4 遺跡の種類・遺跡の時代について
「文京区の遺跡一覧」をご参照の上、該当する項目に○をつけてください。
 - (4) 遺跡の名称について
■■■遺跡（遺跡番号〇〇）と記入してください。
なお、名称のないものは（遺跡番号〇〇）のみを記入してください。
 - (5) 遺跡の重なりによって、員数が変わります。例えば、1遺跡内ならば員数は1、2遺跡重なっていれば、員数は2になります。
 - (6) 「工事主体者」はいわゆる施主にあたる方、
「施工責任者」は工事を請け負う方、を記入してください。
 - (7) 記入方法等不明な点がある場合は、空欄のままお持ちいただき、直接窓口で担当職員に確認後、記入願います。

2. 「添付図面」は以下のとおりです。
 - ① 現地案内図（A4版）
 - ② 建物配置図（A4版）
 - ③ 建物立面図（A4版・G.L.から何m下かを明記）
 - ④ 基礎伏図、杭伏図など掘削工事の詳細が分かる図面があれば併せてご提出ください。※図面は縮尺が正しいものを添付してください。

3. 提出部数
・提出部数は、以下のとおりです。
 - ① 東京都教育委員会教育長 あて〔添付図面 ①・②・③・④〕 各1部
 - ② 文京区教育委員会教育長 あて〔添付図面 ①・②・③・④〕 各1部

4. 提出方法 窓口に持参 または 郵送

【問合せ・提出先】 〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21

文京区教育委員会教育推進部教育総務課文化財保護係

T e l : 03 (5803) 1305 [ダイヤル]

F a x : 03 (5803) 1366

M a i l : b700500@city.bunkyo.lg.jp